

発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範

平成25年4月1日
一般社団法人 高知県木材協会

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく平成24年6月18日付け経済産業省告示（以下「告示」という。）において、再生可能エネルギー発電設備の区分ごとの調達価格が定められ、木質バイオマスについても、告示の表第12号に掲げる「森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。以下「間伐材等由来の木質バイオマス」という。）を電気に変換する設備、同表第13号に掲げる「木質バイオマス」（以下「一般木質バイオマス」という。）を電気に変換する設備、同表第14号に掲げる「建設資材廃棄物」を電気に変換する設備について、それぞれの区分ごとに調達価格等が定められたところである。

この区分の下では、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマスについて適切な識別・証明が行われなければ、調達価格が適正に適用されない事態が懸念される。また、木質バイオマスについては、間伐材等で大量の未利用なものが発生している一方で、既に相当部分が製材、合板、木質ボード、製紙用等に供されていることから、このような既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮していく必要がある。

このようなことを踏まえ、再生可能エネルギー電気の固定価格制度に対する消費者の信頼を確保するとともに、発電の燃料としての間伐材等由来の木質バイオマスや一般木質バイオマスが、円滑に、かつ、秩序を持って供給されることに資するよう、発電燃料となる間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びこれらを原料とするチップ等の供給者が、その証明に取り組むに当たっての自主行動規範を制定し、ここに公表する。

（間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの証明のための事業者の認定）

林野庁が策定、公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に示した業界団体の評価・認定を得て行う証明方法（団体認定方式）に関連して、「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定要領」を別途定め、高知県木材協会（以下「県木協」という。）の会員事業者の認定を行い、間伐材由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスであることが証明された、発電利用に供される木質バイオマスの供給の促進に努めるものとする。

（情報の公開）

県木協は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。

（既存利用に配慮した木質バイオマスの発電利用の促進）

県木協は、発電利用に供される木質バイオマス利用にあたっては、既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮しながらこれを推進することに努めるものとする。

（他の団体との連携）

県木協は、木質バイオマスのバイオマス発電利用に当たっては、他の木材産業関係団体及びN G O等との連携を図るものとする。

（木質バイオマスの有効利用への支援）

県木協は、間伐材等の未利用木質資源の発電利用を全面的に支援するとともに、製材端材やチップ等の新たな利用分野として、発電利用の促進に努めるものとする。

附則：本行動規範は、平成 2 5 年 4 月 1 日に公表する。

以上